

平成29年第10回教育委員会定例会日程

日 時 平成29年10月25日（水）午後1時30分

場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 会議室2

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第48号 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について

議案第49号 北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第50号 北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第51号 北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則の一部を改正する規則の制定について

5 協議事項

なし

6 報 告

- ・町長と中学生との町行政に関する意見交換会・・・・・・・・・・資料1
- ・不登校及び問題行動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ・北栄町議会平成29年第9回臨時会について・・・・・・・・・・資料3

7 その他

- ・次回教育委員会

臨時会 11月15日（水）北条小計画訪問終了後（予定）

定例会 11月 日（ ）午後1時30分から

8 閉 会

10月行政報告

＝教育長＝

◎業務内容

- 9月28日 中部小学校陸上大会
- 9月30日 大誠こども園、大谷こども園、鳥取中央育英高校運動会
南場兄一展ギャラリートーク
- 10月 2日 北栄教育連絡会
「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行にあたっての要望
- 10月 3日 教委事務局重点施策等聞き取り
- 10月 4日 由良宿7区要望協議
東伯青年会議所「北栄町まち歩き探検事業」協力依頼
- 10月 5日 大栄小学校学習発表会
- 10月 8日 大神神社例大祭
- 10月10日 自衛隊倉吉事務所協力依頼
- 10月11日 北栄町議会行政報告会
- 10月12～13日 教育委員視察研修
- 10月14日 第21回日本ウォーキング学会懇親会
- 10月15日 北栄町発達支援講演会
- 10月16日 あいさつ運動推進強調期間街頭啓発（～20日）
大栄小学校計画訪問
町職員労働組合町長交渉
- 10月17日 北栄町通学路安全対策協議会
- 10月18日 第45回鳥取県国公立幼稚園・こども園教育研究大会
鳥取中央育英高校地域探求発表会
- 10月19～20日 鳥取県町村教育長会第2回研修会
- 10月20日 北条小学校学習発表会
- 10月21日 鳥取県管工事業協会第26回レクリエーション大会開会式
- 10月23日 北栄町議会臨時会
全中ソフト開催依頼
わかりやすいじんけんの話
- 10月24日 同日公開参観日
第4回公民館のあり方検討会
学校給食会第2回理事会

第7回 教育連絡会

平成29年10月2日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

生徒や保護者からの相談があった場合には、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童・生徒への注意喚起、自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）を図ってください。

合同点検の結果から明らかになった対策が必要箇所について、箇所に応じた具体的な対策の検討をお願いします。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

○運動会を観覧して

こども園6園、中学校2校、中央育英高の運動会を観させていただきました。日ごろの保育や教育の成果がしっかり出た運動会であったと思います。

由良こども園のソーラン踊りや大栄中学校の生徒の中央育英高の運動会参加など交流や連携に繋がる取り組みがされたことは大変うれしく思います。ありがとうございました。

○中部地区中学校駅伝競走大会について

9月21日に、これまで東伯総合公園周回コースで行われた中部地区中学校駅伝競走大会が本町のコナン通り周辺コースで開催されました。県道を通行止めでの初めての開催で心配していましたが、周到な準備と当日の円滑な進行で無事に終わりました。関係者のご努力に敬意を表します。

この大会で、本町の生徒は日ごろの練習の成果をいかんなく発揮してしっかり走ってくれました。このことはこれからの人生に大きな力になるでしょう。これは両校の教員の指導の成果だと思えます。結果は、北条中男子が県大会に出場することが出来るという結果でした。県大会では目標の成績を収められるよう頑張っていたきたいと思います。

○いじめの防止等のための基本的な方針

国が平成29年3月14日、県が7月に方針の改定を行ったことを受けて、国や県の方針を参酌して町の基本的な方針の見直しを行いました。各学校の基本方針の見直しをお願いします。併せて、教職員、保護者への周知をお願いします。

○北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

県教委が弾道ミサイル関係の危機管理マニュアルの作成を検討しているところですが、各学校、園においてもマニュアル等の見直し作業をお願いします。併せて、児童生徒や教職員に周知し、適切な安全指導をお願いします。

○特例勤務（早出遅出勤務）の試行実施について

第3回北栄教育連絡会で、特例勤務（早出遅出勤務）の試行は行わないことになったことを伝えましたが、県内で試行を実施しないのは本町のみであることや県教委からの強い要請もあって、8月の教育委員会で再協議した結果、9月から実施することにしていきますので教職員の皆さんに伝えてください。承認にあたっては、公務の運営に支障が無いと認められる場合に校長の判断で行ってください。

＝教育総務課＝

1 発達支援講演会の開催について

10月15日、大栄農村環境改善センターで開催しました。「発達障がいとともに生きる」をテーマに、発達障がいの当事者である瑠璃真衣子さんを講師に迎えて開催しました。地域で安心して暮らしていくには、周りの人たちの理解が大切と講演されました。参加者80人

2 平成30年度こども園の入園申込書の受付について

次のとおり行います。

入園申込 町内公立こども園、町内私立保育所（園）、町外への広域入所

受付期間 平成29年11月7日～11月22日

受付場所 町内こども園、保育所（園）、教育総務課、北条支所

＝生涯学習課＝

1 人権を学ぶ会について

期 間 9月～11月

- 概要・内容は各自治会が決めて主体的に実施
・部落差別解消推進法に関する周知

2 鳥取県立博物館「移動博物館」展について

期 間 10月7日～10月18日

場 所 北栄みらい伝承館（北条歴史民俗資料館）

概要・鳥取県立博物館主催の「移動博物館」を開催

- ・鳥取県の希少な動植物、主に鳥取県中部に関わる明治・大正・昭和の広告、鳥取の化石の展示を行っています。

3 北栄てくてくウォーキング（第3回）について

日 時 10月8日 9:00～（受付 8時30分）

場 所 北条オートキャンプ場（発着点）

参加者 36人

概要・「歴史探訪ウォーク in 北栄町 ～砂丘開拓のあゆみ～」

- ・北栄てくてくクラブと連携して実施
- ・柘田新蔵翁の新田開発について解説付きでのウォーク（約5.9km）
- ・さんいん史跡日和 2017 掲載事業（町外・県外からも参加あり）

4 第2回あいさつ運動推進強調期間について

期 間 10月16日～10月20日

場 所 コナン駅周辺、大栄小校門・大栄中前、町道弓原信号付交差点、北条中西交差点他

概要・青少年北栄町民会議、PTA、学校、あいさつモデル自治会、あいさつ運動推進事業所等と連携しあいさつ運動を実施

5 人権の花運動について

日 時 10月17日（火）13:10～

場 所 北条小学校

概要・人権擁護委員から児童へ花苗を贈呈

- ・花（ビオラ・パンジーなど）を大切に育てることで命の大切さを学ぶ
- ・大栄小学校は11月1日実施予定

6 体力測定について

日 時 10月24日（火）19:00～20:15

場 所 B&G海洋センター

概要・共通項目：握力、上体起こし、長座体前屈

- ・成年対象（20～64歳）；反復横とび、急歩、立ち幅とび
- ・高齢者対象（65～79歳）：開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行
- ・大正年齢以外の方も参加可（測定は対象年齢内で参考値）

7 今後の予定について

(1) 北栄文化回廊 平成 29 年度特別企画「福本和夫ふくろうコレクション展」

期 間 10 月 27 日 (金) ～11 月 26 日 (日)

場 所 北栄みらい伝承館 (北条歴史民俗資料館)

概 要・福本和夫が生涯の友とした「ふくろう」のコレクションを展示

- ・自ら集めたもの、弟子、知人、友人から送られたものなど寄贈を受けた約 1,000 点の内から展示

※北栄文化回廊はチラシを別途配布

(2) 北栄てくてくウォーキング (第 4 回)

日 時 11 月 18 日 (土) 9:00～

場 所 出会いの広場 (旧運転免許試験場跡地) 発着

概 要・第 5 回ほくえいサザンクロスウォーク

- ・ショートコース (4.1 km)、ロングコース (10.75 km)
- ・ウォーキング立県 19 のまちを歩こう事業認定大会

(3) 北栄町じんけんフェスティバル 2017

日 時 11 月 25 日 (土) 9:00～

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要・ウォーターメロンオープニング、いじめをなくそうサミット活動報告、人権作文、人権劇 (月曜会)、人権クイズ、人権相談、展示、物販等

- ・倉吉人権啓発活動地域ネットワーク協議会共催 (子どもコーナー)

- ・講演「発達障がいのは正しい理解と対応について」 講師 川口 栄 氏

8 ほくほくプラザについて

①絵本の読み聞かせ会

日 時 10 月 15 日 (日) 午前 10 時～11 時

概 要・人形劇「さるかにがっせん」

- ・絵本「せんたくかあちゃん」他

参加者 34 名 (幼 16 名、小 5 人、大 13 名)

日 時 11 月 12 日 (日) 午前 10 時～11 時

概 要・人形劇「しんでくれた」

- ・絵本「しろくまのパンツ」他

②人権ビデオ視聴とおしゃべりサロン

日 時 10 月 20 日 (金) 午前 9 時～11 時

概 要・人権ビデオ視聴

- ・軽食を囲んで会話を楽しむ
- ・参加費 100 円

参加者 名

頭の体操とおしゃべりサロン

日 時 11月17日(金) 午前9時～11時

- 概 要 ・文字カードを使い魚、花などで50音カード使い切る遊び
トランプ遊びなど。
・軽食を囲んで会話を楽しむ
・参加費 100円

③分かりやすいじんけんの話

あなたの個人情報は大丈夫？

日 時 10月23日(月) 午後7時～8時15分

場 所 ほくほくプラザ

- 概 要 ・知っておこう！大切な情報を守るために
・部落差別のインターネットでの実態と個人情報を取り巻く危険
・講師 下吉真二さん

参加者 名

高齢者の人権問題

日 時 11月17日(金) 午後7時～8時15分

場 所 ほくほくプラザ

- 概 要 ・終活に向け、不安と向き合い、心豊かに生きるためには
・講師 森 望美さん

④子ども向け行事

親子自然教室 星をみる会

日 時 10月14日(土) 午後7時～8時30分

対 象 誰でも参加可(保護者同伴) 定員なし

- 概 要 ・参加費 100円
・グラウンドに出て望遠鏡で秋の夜空を観察する。
(雨天の場合ほくほくプラザ別館で行う。)

講 師 小川敦司さん

参加者 32名(幼5名、小13名、大14名)

料理教室 ハロウィンクッキーづくり

日 時 10月21日(土) 午後1時30分～4時30分

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要) 先着 25名

- 概 要 ・参加費 100円
・ハロウィンクッキーを作る。
・ハロウィンの様子や謂れを楽しく学ぶ。

講 師 ハリス先生

参加者 名(幼名、小名、大 名)

木工教室 トントンドンドンくぎ打ち名人

日 時 11月4日(土)午後1時30分～ 時 分
対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要) 先着15名
概 要・参加費100円

・木切れを組み合わせて生き物、家、ロボットなどを作る

創作教室 クリスマスリース作り

日 時 11月11日(土)午後1時30分～
対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要) 先着 名
概 要・参加費100円

・松ぼっくり、どんぐりなど自然物を使ってリース作り

【特徴的な事項】

(1) 地域副読本について … 「まちの姿」編完成 学校等配布

(2) 工事発注状況

① B & G 海洋センタープール修繕工事(建築主体)

落札業者 (株) アークス 契約額56,700,000円 期間10/24～H30 3/30

② B & G 海洋センタープール修繕工事(機械設備)

落札業者 (有) 晃進建設 契約額9,396,000円 期間10/24～H30 3/30

① B & G 海洋センタープール修繕工事(建築主体)

落札業者 (株) エナテクス 契約額9,450,000円 期間10/24～H30 3/30

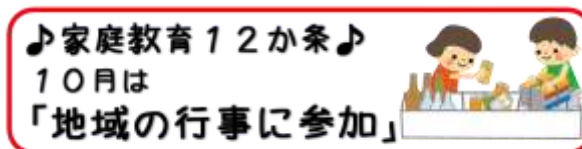
紹介事項

・2017とりアート 第15回鳥取県総合芸術文化祭

期 間 11月18日(土)～19日(日)

場 所 倉吉未来中心

概 要・中部の文化・芸術が大集合



＝図書館＝

1 北方領土に関する展示について

期 間 9月27日(水)～10月6日(金)

場 所 図書館 ロビー&館内

概 要 北方領土の早期返還の実現に向けて、その歴史的経緯や重要性を広く住民に認識していただくことを目的に、パネル展を実施。鳥取県地域振興部地域振興課主催事業。合わせて関連図書を設置

2 あたまイキイキ音読教室について

日 時 10月19日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ・昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

・関連図書の展示コーナーの設置

参加者 名

3 今後の予定について

(1) 図書館まつりについて

期 間 11月4日(土)～11月5日(日)

場 所 図書館・北条分室

概 要 図書館なぞときスタンプラリー、英語でおはなし会&読みメンおはなし会
特別講座、ブックリサイクルなど(別紙チラシ参照)

(2) あたまイキイキ音読教室について

日 時 11月16日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館 研修室

概 要 ・昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

・関連図書の展示コーナーの設置

(3) 郷土史入門講座(第2回)について

日 時 11月18日(土) 午後1時30分～

場 所 図書館 研修室

講 師 関本 明子 氏(倉吉市博物館 学芸員)

概 要 「倉吉の千歯扱きについてー福本和夫と関連づけながら」

(3) 出前音読教室について

日 時 11月28日(火) 午後2時～

場 所 デイサービスセンター大栄

概 要 ・昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について 平成29年9月分の貸出等実績

		利用者人数 (人)	貸出冊数 (冊)
9月の貸出実績	図書館 (前年同月)	1,328 (1,174)	5,098 (4,152)
	北条分室 (前年同月)	652 (567)	2,390 (2,111)
4月からの累計	図書館 (前年同月)	8,604 (9,249)	31,495 (32,484)
	北条分室 (前年同月)	4,047 (4,144)	14,119 (14,941)

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

- (1) 日時 10月4日(水)～12日(木)
概要 北条小学校作品展
 - (2) 日時 10月14日(土)～16日(月)
概要 愛草会
 - (3) 日時 10月21日(土)～27日(金)
概要 モンゴル展
 - (4) 日時 10月29日(日)～11月5日(日)
概要 菊花展
- ※ 共通場所 中央公民館 ロビー

2 平成29年度シニアクラブについて

(1) 10月野外研修

日時 10月5日(木)、10月12日(木)
場所 境港市「正福寺」「海とくらしの史料館」「水木しげる記念館」
参加者 68名

(2) 10月コース学習

日時 10月23日(月) 午後2時～午後4時
場所 中央公民館 講堂ほか
参加者 名
概要 パソコン・ニュースポーツ・歌唱・習字・絵手紙・フラダンス・
食を考える・絵画の8コース

3 青少年育成講座「おもしろまなびタイム」について

(1) 「ニューススポーツで遊ぼう」

日 時 10月4日(水) 午後3時30分～午後5時15分

場 所 中央公民館 講堂

参加者 16名

講 師 福祉レクネットワーク鳥取代表 玉木純一さん

概 要 宿題タイム、**ニューススポーツ**

(2) 「めざせ!さつまいも収穫祭 いもほりをしよう!」

日 時 10月18日(水) 午後3時30分～午後5時15分

場 所 土下地内 畑

参加者 名

講 師 地域ボランティア 岸田 泰彦さん

概 要 宿題タイム、いもほりをする

4 北条民芸実習館講座について

「第3回水墨画教室」

日 時 10月1日(日)

概 要 色紙に柿を描く

講師 中川 端月 氏

参加者 15名

「第3回陶芸教室」

日 時 10月1日(日)

概 要 土ひねり成形

日 時 10月15日(日)

概 要 色付け

講師 松本 優佑 氏

参加者 5名

「第6回木工教室」

日 時 10月15日(日)

概 要 木工機械を使ったオリジナル作品づくり

講師 本庄 靖男 氏

参加者 2名

「第4回木版画教室」

日 時 10月19日(木)

概 要 作品を額装する

講師 (一社)日本版画院 同人 わたり 弘子 氏

参加者 名

「第2回油絵教室」

日 時 10月30日(月)

概 要 自画像を描く

講師 前田 明範 氏

参加者 名

5 第4回公民館のあり方検討会について

日 時 10月24日(火) 午後1時30分～

場 所 大栄農村環境改善センター 第1会議室

概 要 提案書(案)について

参加者 名

6 北栄文芸(48号)発刊について

発 刊 10月10日(火)

作品数 106作品 投稿者 96名

部 数 300部(1部200円)

※販売200円(バックナンバーも販売)

次号第49号:12月10日(日) 原稿締切

7 今後の予定について

・第13回北栄町美術展について

日 時 11月3日(金)(文化の日)～15日 午前9時～午後5時

場 所 北栄町農村環境改善センター

・中央公民館ロビー展について

① 日 時 11月7日(火)～11月15日(水)

概 要 鳥取県中学校生徒美術作品展

② 日 時 11月16日(木)～11月30日(木)

概 要 ちぎり絵教室・木工クラブ作品展

・シニアクラブ学習について

総 合 11月6日(木) 午後2時～午後4時

防災講座「日ごろの備え」

講 師 日本防災士会鳥取県支部 米田氏、中本氏

コース別 11月20日(月) 午後2時～午後4時

パソコンほか8コースの学習

・青少年育成講座おもしろまなびタイムについて

① 「バルーンカーをつくろう」

日 時 11月1日(水) 午後4時～午後5時15分

場 所 中央公民館 講堂
講 師 中部ものづくり道場 岡本 尚機さん

② 「松ぼっくり人形をつくろう」

日 時 11月15日(水) 午後4時～午後5時15分

場 所 中央公民館 講堂

講 師 地域ボランティア 岸田 泰彦さん

・北条民芸実習館講座について

① 「第3回油絵教室」

日 時 11月27日(月) 午後1時30分～午後4時

概 要 自画像を描く

講 師 前田 明範 氏

② 「陶芸教室・絵付け体験」

日 時 11月12日(日) 午前9時～正午

概 要 既製素焼きに岩絵の具で絵付け

アドバイザー 陶芸教室教室生

＝中央公民館大栄分館＝

1 中央公民館大栄分館ロビー展について

(2) 日 時 10月1日(日)～15日(日)

概 要 大栄小学校児童夏休み作品展

(2) 日 時 10月16日(月)～30日(月)

概 要 書道愛好会作品展

2 牛肉料理講習会について

日 時 10月12日(木) 午前10時～午後1時30分

概 要 牛肉を使った料理講習

講 師 とりちく 漆原 氏

参加者 16名

3 今後の予定について

・中央公民館大栄分館ロビー展について

① 日 時 11月1日(水)～11月15日(水)

概 要 園芸愛好会作品展

② 日 時 11月16日(木)～11月30日(木)

概 要 書道教室作品展

・大人の社会科見学

期 日 11月8日(水)

場 所 島根県 奥出雲町 (鬼の舌震ほか)

議案第48号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定
について

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を制定した
いので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年10月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程(平成17年北栄町教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(本籍、住所、氏名等履歴事項の変更)</p> <p>第7条 職員は、本籍又は氏名を変更したときは、<u>給与・勤怠管理システムにより、戸籍抄本を添えて県教育委員会に届け出るとともに、別途教育委員会に報告しなければならない。ただし、給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、本籍(氏名)変更届(様式第2号)に戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、住所を変更したときは、速やかに<u>給与・勤怠管理システムにより、住民票の抄本を添えて県教育委員会に届け出るとともに、別途教育委員会に報告しなければならない。ただし、給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、住所変更届(様式第3号)に住民票の抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 職員は、学歴、資格、免許等に異動を生じたときは、速やかに<u>給与・勤怠管理システムにより証明書を</u></p>	<p>(本籍、住所、氏名等履歴事項の変更)</p> <p>第7条 職員は、本籍又は氏名を変更したときは、<u>本籍(氏名)変更届(様式第2号)に戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 職員は、住所を変更したときは、速やかに<u>住所変更届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 職員は、学歴、資格、免許等に異動を生じたときは、速やかに<u>履歴事項変更届(様式第4号)に証明書を</u></p>

添えて県教育委員会に届け出るとともに、別途教育委員会に報告しなければならない。ただし、給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては履歴事項変更届(様式第4号)に証明書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(出勤及び退勤)

第8条 職員は、所定の時刻までに出勤し、自ら出勤時刻を給与・勤怠管理システムによる出勤簿(以下「電子勤務簿」という。)に記録しなければならない。ただし、電子勤務簿に記録することができない職員(以下「出勤簿使用職員」という。)にあっては、出勤簿への押印をもってこれに代えるものとする。

2 略

3 職員(出勤簿使用職員を除く。)

は、退勤するときは、自ら退勤時刻を電子勤務簿に記録しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 職員は、育児又は介護を行うために深夜勤務及び時間外勤務の制限(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第8条に規定する深夜勤務及び時間外勤務の制限をいう。)を請求しようとするときは、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができ

添えて教育委員会に提出しなければならない。

(出勤及び退勤)

第8条 職員は、所定の時刻までに出勤し、出勤簿に押印しなければならない。

2 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 職員は、育児又は介護を行うために深夜勤務及び時間外勤務の制限(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第8条に規定する深夜勤務及び時間外勤務の制限をいう。)を請求しようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(様式第5号)を校長に提出しなけ

ない職員にあつては、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(様式第5号)により校長に請求しなければならない。

2 職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る育児又は介護の状況について変更が生じたときは、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない職員にあつては、育児又は介護の状況変更届(様式第6号))により、校長に届け出なければならない。

(休日の代休日の指定)

第11条 校長は、休日の代休日の指定を行う場合は、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない場合は、代休日指定簿(様式第7号))により行うものとする。

(休暇の承認)

第12条 職員は、休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない職員にあつては、休暇簿(様式第8号))により、校長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭により承認を受け事後速やかに所定の手続をしなければならない。

2及び3 略

(校外勤務)

第14条 職員が家庭訪問、実習指導その他の用務のため、勤務場所を離れ

なければならない。

2 職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る育児又は介護の状況について変更が生じたときは、育児又は介護の状況変更届(様式第6号)を、校長に提出しなければならない。

(休日の代休日の指定)

第11条 校長は、休日の代休日の指定を行う場合は、代休日指定簿(様式第7号)により行うものとする。

(休暇の承認)

第12条 職員は、休暇を得ようとするときは、あらかじめ休暇簿(様式第8号)に記入し、校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭により承認を受け事後速やかに所定の手続をしなければならない。

2及び3 略

(校外勤務)

第14条 職員が家庭訪問、実習指導その他の用務のため、勤務場所を離れ

て勤務するときは、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては校外勤務簿(様式第11号))によって校長の承認を受けなければならない。ただし、出張命令による場合はこの限りでない。

(育児休業等)

第21条 略

2 略

3 職員は、育児休業に係る子の養育の状況について変更事由が生じたときは、養育状況変更届(様式第19号)を教育委員会に提出しなければならない。

4及び5 略

6 職員は、育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更事由が生じたときは、養育状況変更届を教育委員会に提出しなければならない。

7 職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、部分休業承認請求書(様式第21号))により校長に請求しなければならない。

8 職員は、部分休業に係る子の養育の状況について変更事由が生じたときは、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない場合は、養育状況変更届)により校長に届け出なければならない。

て勤務するときは、校外勤務簿(様式第11号)によって校長の承認を受けなければならない。ただし、出張命令による場合はこの限りでない。

(育児休業等)

第21条 略

2 略

3 職員は、育児休業に係る子の養育の状況について変更があったときは、養育状況変更届(様式第19号)を教育委員会に提出しなければならない。

4及び5 略

6 職員は、育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更があったときは、養育状況変更届を教育委員会に提出しなければならない。

7 職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書(様式第21号)を校長に提出しなければならない。

8 職員は、部分休業に係る子の養育の状況について変更があったときは、養育状況変更届を校長に提出しなければならない。

ない。	
-----	--

附 則

この規程は、平成29年12月 1 日から施行する。

議案第49号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年10月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

北栄町立小学校及び中学校管理規則(平成17年北栄町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出勤、退出、遅刻、早退等)</p> <p>第49条 校長は、<u>出勤簿(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))による勤務簿を含む。以下同じ。)</u>を作成しておかなければならない。</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、休暇、育児休業、部分休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を<u>記録又は記載</u>しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</p>	<p>(出勤、退出、遅刻、早退等)</p> <p>第49条 校長は、<u>出勤簿</u>を作成しておかなければならない。</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、休暇、育児休業、部分休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を<u>記載</u>しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</p>

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

議案第50号

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年10月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成18年北栄町教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給区分)</p> <p>第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第13条に規定する教育扶助を受けている児童若しくは生徒又は<u>北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則(平成29年北栄町教育委員会規則第8号)</u>の規定により準要保護児童・生徒の認定を受けている児童若しくは生徒の保護者 前条第8号及び第9号に掲げる経費</p>	<p>(支給区分)</p> <p>第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第13条に規定する教育扶助を受けている児童若しくは生徒又は<u>北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則(平成18年北栄町教育委員会規則第1号)</u>の規定により準要保護児童・生徒の認定を受けている児童若しくは生徒の保護者 前条第8号及び第9号に掲げる経費</p>

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

議案第51号

北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年10月25日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則の一部を改正する規則

北栄町音田教育振興基金高等学校入学準備費給付金交付規則(平成23年北栄町教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付金の給付対象者)</p> <p>第2条 給付金の交付を受けられることができる者(以下「給付対象者」という。)は、町内に住所を有する中学校3学年で次年度に高等学校へ進学する者、かつ、<u>当該年度において、給付対象者の保護者が、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則(平成29年北栄町教育委員会規則第8号)第3条の規定に基づく就学援助費の支給要件を満たすもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けているものは除く。)</u>のうち、<u>向学心旺盛で成績が優秀であるものとする。</u></p> <p><u>(1)及び(2) 削る</u></p>	<p>(給付金の給付対象者)</p> <p>第2条 給付金の交付を受けられることができる者(以下「給付対象者」という。)は、町内に住所を有する<u>向学心旺盛で成績が優秀である</u>中学校3学年で次年度に高等学校へ進学する者、かつ、<u>次の各号に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 給付対象者の同一世帯及び同一生計にある同居者全て(以下「保護者等」という。)</u>が、<u>当該年度又は前年度において地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市町村民税(所得割及び均等割)が非課税であるもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生</u></p>

<p>(給付金の申請)</p> <p>第4条 第2条に規定する給付対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、給付金を受けようとするときは、当該年度の12月15日までに次の各号に掲げる書類を所属する学校の校長へ提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度において<u>就学援助費の支給又は支給要件を満たすことを証する書類</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p><u>活保護を受けているものは除く。)</u>。</p> <p>(2) <u>保護者等のうち生計の主となる者が、当該年度において、病気等により就労できず、かつ、保護者等の収入及び貯金等の貯蓄が著しく少ない等生活に困窮している</u>と認められるもの。</p> <p>(給付金の申請)</p> <p>第4条 第2条に規定する給付対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、給付金を受けようとするときは、当該年度の12月15日までに次の各号に掲げる書類を所属する学校の校長へ提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度に係る<u>保護者等の所得課税証明書</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則
この規則は、平成29年11月1日から施行する。

H29 北条中学校3年

『中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会』

町行政に関する中学校3学年社会科公民的分野の学習について

- 1 小单元名：これからの北栄町を考えよう（その2）
- 2 学習のねらい：中学生が自分たちの考えた具体的な北栄町のあり方について北栄町長に提案することで、将来の北栄町の担い手としての意識を高めるとともに、政治や行政への関心を高め、政治に積極的に参加する意欲を醸成する。また、中学生の新鮮で斬新な意見を北栄町の将来のまちづくりに活かしていく。

3 学習日時 平成29年11月24日（金） 5校時 14:00～14:50

4 場所 北条中学校 視聴覚室

5 参加者 学校側 北条中学校3年生全員（61名）
町側 町長、教育長、指導主事

6 当日の日程

- 生徒入室完了（13:50） 町長等入室（13:55）
- （1）開会（14:00）
 - （2）生徒代表あいさつ
 - （3）中学生からの提案（14:00～14:20）

「地方公共団体の課題から未来の北栄町を考える」

- （4）町長の話（14:20～14:40）
感想・中学生へのメッセージなど
- （5）感想発表（生徒、教育長）（14:40～14:45）
- （6）生徒代表あいさつ

7 閉会（14:50）

H29 大栄中学校 2年

『中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会』

- 1 総合的な学習テーマ：こんな北栄町に住みたい（これからの北栄町を考えよう）
- 2 学習のねらい：中学生が住みよい町づくりのために、自分たちの夢や提言を語ることで、北栄町を身近に感じるとともに、将来の北栄町の担い手としての意識を高める。また、中学生の新鮮で斬新な意見を北栄町の将来のまちづくりに活かしていく。
- 3 学習日時 平成 29 年 12 月 7 日（木）5 校時 14：00 から 14：50
- 4 場所 大栄中学校 多目的教室 3 3F
- 5 参加者 学校側 大栄中学校 2 年生全員（71 名）
町側 町長、教育長、指導主事
- 6 当日の日程
生徒入場完了（13：50） 町長等入場（13：55）
(1) 開会（14：00）
(2) 生徒代表あいさつ（ ）
(3) 中学生からの提案（14：00～14：30）
① 「 」 【 班】
.....
6 班程度
(4) 町長の話（14：30～14：45）
(5) 生徒代表あいさつ（ ）
- 7 閉会（14：50）

（補足）

○中学生からの提案は、「こんな町に住みたい」をテーマに、産業、子育て、観光、環境、防災など様々な視点で、2年生全員が考えたものから何点かに絞り、班単位（5分程度）で提案する。

平成29年度 児童生徒の不登校及び問題行動に関する調査(9月末まで)

〔 9 〕月 管内小学校・中学校の不登校児童生徒数

<小学校>

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
5月	0	0	0	0	1	1	2	北条1、大栄1
6月	0	0	0	0	2	3	5	北条2、大栄3
7月	0	0	0	0	3	3	6	北条3、大栄3
8月	0	0	0	0	3	3	6	北条3、大栄3
9月	0	0	0	1	3	3	7	北条4、大栄3

<中学校>

	1年	2年	3年	計	
5月	0	1	1	2	北条1、大栄1
6月	0	1	2	3	北条2、大栄1
7月	0	1	2	3	北条2、大栄1
8月	0	1	2	3	北条2、大栄1
9月	0	1	2	3	北条2、大栄1

〔 9 〕月 管内小学校・中学校の問題行動等児童生徒数

<小学校>

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
4月	0	1	2	1	0	0	4	北条小(万引き)
5月	0	0	0	0	0	0	0	
6月	0	0	0	0	0	1	1	大栄小(万引き)
7月	1	0	0	1	0	1	3	北条小(万引き)
8月	0	0	0	0	0	0	0	
9月	0	0	0	0	3	0	3	北条小(万引き)

<中学校>

	1年	2年	3年	計	
4月	0	0	0	0	
5月	1	1	0	2	北条中(生徒間暴力)、大栄(深夜徘徊)
6月	0	0	0	0	
7月	0	0	0	0	
8月	0	2	0	2	大栄中(落書き)
9月	0	0	0	0	

〔 9 〕月 管内小学校・中学校のいじめを受けた児童生徒数

<小学校>

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
4月	0	0	0	0	0	0	0	
5月	0	0	0	0	0	0	0	
6月	0	0	0	0	0	0	0	
7月	2	0	2	0	1	0	5	北条4、大栄1
8月	0	0	0	0	0	0	0	
9月	0	0	0	0	1	0	1	北条1

<中学校>

	1年	2年	3年	計	
4月	0	0	0	0	
5月	0	0	0	0	
6月	2	0	0	2	北条1、大栄1
7月	0	0	0	0	
8月	0	0	0	0	
9月	0	0	0	0	

平成29年10月23日提出

議案（平成29年第9回臨時会）

北 栄 町

議案第 99 号

北栄町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を北栄町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年 10 月 23 日提出

北栄町長 松本 昭夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
鳥取県東伯郡北栄町大谷 1615 番地 1	光村 哉智代	昭和 32 年 1 月 1 日

議案第100号

北栄町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を北栄町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年10月23日提出

北栄町長 松本 昭夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
鳥取県東伯郡北栄町江北490番地17	徳岡 幸裕	昭和33年1月1日